

第 7 1 号議案

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中野駅北口中央自転車駐車場を廃止するとともに、中野四季の森公園地下自転車駐車場を新設する必要がある。

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

中野区自転車駐車場条例（昭和61年中野区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	有料制駐車場	中野駅北口中央自転車駐車場	中野区中野四丁目
		鷺宮南自転車駐車場	中野区白鷺二丁目 中野区白鷺三丁目

目9番先	を	「	有料制駐車場	鷺宮南自転車駐車場	中野区 中野区
目49番及び					
目1番					

白鷺二丁目49番及び 白鷺三丁目1番	に、	東中野駅前広場地下 自転車駐車場
-----------------------	----	---------------------

中野区東中野一丁目58番9 号先	を	東中野駅前広場 自転車駐車場 中野四季の森公 下自転車駐車場
---------------------	---	---

地下	中野区東中野一丁目58番9 号先
園地	中野区中野四丁目12番先

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1に掲げる有料制駐車場のうち中野四季の森公園地下自転車駐車場の利用に係る中野区自転車駐車場条例第6条の規定による利用資格の登録（以下「登録」という。）の承認、同条例第7条第1項の規定による利用料の納付及び免除、同条例第10条の規定による登録の制限、同条例第11条の規定による登録の取消しその他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。